

## 事業承継調査活動等補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、事業承継調査活動等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金交付に関し、必要な事項を定める。

(サーチファンド)

第2条 要綱第2条第2号に定めるサーチファンドは、別表1に掲げる者とする。

(暴力団等との密接関係者)

第3条 要綱第3条第4号に定める者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者。
- (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者。
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。
- (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。
- (7) 役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

(補助対象経費)

第4条 要綱第5条に定める経費区分（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるものとし、領収書等支払いが確認できる書類を原本で提出することを要する。

2 要綱第5条第2項ただし書に定める経費区分の宿泊費等については、別表3に掲げる金額を上限とする。

(交付申請書の提出)

第5条 要綱第6条に定める補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 要綱第6条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 活動報告書
- (2) 本人確認書類の写し（運転免許証など）
- (3) 補助金の振込先に関する情報
- (4) サーチファンドの支援を受けていることが確認できるもの（契約書の写しなど）
- (5) 領収書等支払いが確認できる書類（原本を原則とする。）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定書の通知)

第6条 要綱第7条に定める交付の可否の決定は、申請チェックリスト（様式第2号）により、交付要件の具備を確認したうえで行うものとする。

2 要項第7条に定める交付の可否及び補助金の額の決定の通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

第7条 要綱第8条第2項に定める補助金の交付決定の取消は、補助金交付決定取消通知書（第4号様式）によるものとする。

第8条 要綱第8条第4項に定める補助金の返還命令は、補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（第5号様式）によるものとする。

（取組結果報告書の提出）

第9条 要綱第9条に定める取組結果の報告は、取組結果報告書（第6号様式）によるものとする。

（帳票類の整理保管義務）

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る会計帳票類を備え、事業年度終了後5年間、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

（調査）

第11条 市長は、補助対象事業の適正な執行などを確認する必要があるときは、現地調査を実施することができる。

#### 別表1（第2条関係）

要綱第2条第1項に規定するサーチファンド
・ 山口キャピタル株式会社 ・ Growthix Capital株式会社

#### 別表2（第4条関係）

事業区分	経費区分
北九州市内に本社を有する中小企業者への視察・面談等の訪問活動	・ 企業視察や経営者との面談や折衝等に要する旅費、宿泊費等（市外に所在する事業所等への視察を含む） ・ 企業におけるインターンシップ等に要する旅費、宿泊費等 ・ その他市長が必要と認める経費
北九州市内における市場や企業等に係る調査活動	・ 市場調査や企業調査等、事業承継に向けた調査活動に要する旅費、宿泊費等 ・ その他市長が必要と認める経費
北九州市内の金融機関、仲介会社及び士業等への訪問活動	・ 市内の金融機関や仲介会社、士業等との勉強会やセミナー、訪問活動等、事業承継に向けた営業活動に要する旅費、宿泊費等 ・ その他市長が必要と認める経費

別表3（第4条関係）

宿泊費等
1泊あたりの上限を15,000円とする。 (ただし、7日以上長期連泊については、1泊あたりの上限を7,500円とする。)

付 則

この要領は、令和5年9月1日に施行する。